

○湖周行政事務組合広告掲載要綱

令和3年2月1日

湖周行政事務組合告示第1号

(目的)

第1条 この要綱は、湖周行政事務組合（以下「組合」という。）が組合の広報誌及び組合公式ホームページ等（以下「広告媒体」という。）を活用し、岡谷市、諏訪市及び下諏訪町（以下「組織市町」という。）の企業等に係る情報（以下「広告」という。）を有料で掲載することにより、組合の自主財源を確保するとともに、地域経済の活性化及び住民生活の利便に資することを目的とする。

(広告の範囲等)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張
- (5) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると組合長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体の掲載に係る基準等は、別に定める。

(規制業種又は事業者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条に規定する風俗営業又はこれに類する業種
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生及び再生手続中の事業者
- (3) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (4) その他組合長が不相当であると認めるもの

(広告の種類、規格等)

第4条 広告の種類、規格、期間、掲載位置等については、当該広告媒体ごとに定める。

(広告の募集等)

第5条 広告の募集方法、予定価格、選定方法等については、当該広告媒体ごとに別に定める。

(審査委員会)

第6条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、湖周行政事務組合広告審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、委員長は副組合長(岡谷市副市長)、副委員長は組合事務局長をもって充て、委員は組織市町職員のうちから組合長が任命する。

(職務)

第7条 委員長は、審査委員会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、他の職員を会議に出席させ、意見及び説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、総務建設課が行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年2月1日から施行する。